

病児保育のご利用に当たっての注意事項の「お知らせ」です。

1 対象となる児童

次の（１）から（３）までの全ての要件を満たす児童

- （１）保育所等に在籍する生後６カ月から小学校６年生までの児童
- （２）病気又は病気の回復期にある児童で、かつ当面の症状の急変が認められないと医師が認めた場合
※ 麻疹、コロナ等の流行性の強い疾患は、お預かりできない場合があります。
- （３）保護者の就労、疾病、出産等の理由により、家庭での保育が困難な場合

2 利用料金

<鶴ヶ島市、坂戸市在住の児童で上記１の要件を満たす方>

無料

<鶴ヶ島市及び坂戸市以外の児童>

１人 ５,０００円／日

※ その他の費用については、実施施設にお問い合わせください。

3 利用日・時間

<曜日> 月曜日から金曜日（土曜日、日曜日、祝日、年末・年始はお休みとなります。）

<時間> 午前８時から午後６時まで（延長保育はありません）

4 持ち物

- 鶴ヶ島市病児保育事業利用申請書（様式第２号）
- 鶴ヶ島市病児保育児童状況書（医師が記入したもの）（様式第３号）
- 連絡表
- 健康保険証
- こども医療費受給資格証
- 服薬中の薬（説明書及びお薬手帳もお願いします。）
- お子様用のバスタオル（２枚）
- 着替え（上下・下着 各２～３組）
- 紙おむつ（おしり拭き、ビニール袋等の汚物入れも用意してください）
- お弁当、離乳食、粉ミルク（哺乳瓶、ストローマグなども用意してください）
- おやつ（２回分）

5 その他

- お迎えについては、必ず時間内をお願いします。延長保育は行っていません。
- 緊急に連絡させていただくことがありますので、必ず連絡が取れるようにしておいてください。児童の状態によっては、お迎えをお願いする場合があります。
- 児童の容体が急変した時は、協力医療機関で医療行為を行う場合があります。その場合は保険診療となり、医療費が生じます。
- 感染症については、細心の注意を払いますが、感染の可能性については、ご理解ください。
- 利用に際して、キャンセルや申込内容に変更がある場合には、必ず実施機関への電話連絡等をお願いします。
- 全ての持ち物にお名前のご記入をお願いします。

病児保育のご利用案内（登録手続きから利用までの手続き等）

登 録

1 利用対象となる児童等に係る情報の「事前登録」が必要です。（登録は無料）

- <登録書類> 鶴ヶ島市病児保育事業利用登録申請書（様式第1号）
- <入手先> ①市ホームページ、②こども支援課窓口、③病児保育実施施設
- <提出先> 病児保育実施施設、又は、こども支援課
- <留意事項> 登録申請書は、裏面の記入も忘れずをお願いします。
○ 郵送での提出も可能です。

予 約

2 ツウインクルHPで空き状況を確認し、オンライン予約します。

- <確認方法> 病児保育実施施設のホームページにて予約
- <準備書類> 鶴ヶ島市病児保育事業利用申請書（様式第2号：利用者記入）
鶴ヶ島市病児保育児童状況書（様式第3号：医師か記入）
- <入手先> ①市ホームページ、②こども支援課窓口、③病児保育実施施設
- <留意事項> キャンセルは原則できません。

受 診

3 未受診の方は医療機関に受診し、鶴ヶ島市病児保育児童状況書の記入を依頼する。

- <持参書類> 鶴ヶ島市病児保育児童状況書（様式第3号：医師か記入）
- <入手先> ①市ホームページ、②こども支援課窓口、③病児保育実施施設

利 用

4 必要な書類及び持ち物を持参の上、施設利用する。

- <持参書類> 鶴ヶ島市病児保育事業利用申請書（様式第2号：利用者記入）
※ 救急の場合、利用日当日での提出も可。
鶴ヶ島市病児保育児童状況書（様式第3号：医師か記入）
- <提出先> 病児保育実施施設
- <利用料金>
- <持参品> 裏面の注意事項をご確認ください。

<問 合 先>

- 鶴ヶ島市 こども支援課 保育担当
T E L 049-271-1111 内線151
- 病児保育実施施設 病児保育室 ツウインクル
T E L 049-279-2983

